

自然科学研究機構基礎生物学研究所 I B B P センター規則

平成 24 年 6 月 29 日

基研規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成 16 年自機通則第 1 号）第 37 条第 2 項の規定に基づき設置された自然科学研究機構基礎生物学研究所 I B B P センター（以下「センター」という。）の組織運営について自然科学研究機構基礎生物学研究所規則（平成 16 年基研規則第 1 号）第 3 条の規定により定めるものである。

(設置目的)

第 2 条 センターは、連携する大学サテライト拠点と協力し、生物遺伝資源をバックアップ保管するとともに、利用者の依頼に応じてリソースの回復や返却を行う。また、生物遺伝資源の高度な質的管理と付加価値の向上を図るとともに、新規凍結保存法の開発等を行う。これにより生物遺伝資源の毀損や消失を回避し、大学等における円滑な研究活動支援のための拠点を形成する。

(職員)

第 3 条 センターに、次の職員を置く。

- 一 センター長
- 二 研究教育職員
- 三 年俸制職員
- 四 その他必要な職員

(研究施設長)

第 4 条 センター長は、研究所の教授又は大学共同利用機関法人自然科学研究機構年俸制職員就業規則（平成 23 年通則第 5 号）に定める特任教授をもって充てる。

2 センター長は、研究施設の業務を掌理する。

附 則

この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。